

○経済産業省告示第五十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき、輸出貿易管理令第二条第一項第一号の六及び第一号の七に基づき経済産業大臣が指定する者（令和四年経済産業省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年三月二十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山際大志郎

本則の次に次の附則を加える。

附 則

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 本則第一号に掲げる団体に係るもの 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和四年三月十八日のいずれか遅い日
- 二 本則第二号に掲げる団体に係るもの 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する

ために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和四年三月十八日のいずれか遅い日